

北上地区消防組合消防本部訓令第3号

消防機関

北上地区消防組合消防職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年10月10日

北上地区消防組合消防本部  
消部長 佐藤 晃

北上地区消防組合消防職員の人事評価実施規程（平成27年北上地区消防組合消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(総則)</p> <p>第1条 北上地区消防組合消防職員（以下「職員」という。）の人事評価は、地方自治法（昭和25年法律第261号）に定めるもののほか、この<u>規程</u>の定めるところにより実施する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この<u>規程</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>[略]</p> <p>(被評価者の範囲)</p> <p>第3条 <u>本規程</u>による人事評価の対象となる職員（以下「被評価者」という。）は、<u>一般職</u>の職員とする。ただし、他の地方公共団体等への派遣、研修、その他の事情により<u>本規程</u>による人事評価の実施が困難である職員の評価については、消防</p>	<p>(総則)</p> <p>第1条 北上地区消防組合消防職員（以下「職員」という。）の人事評価は、地方自治法（昭和25年法律第261号）に定めるもののほか、この<u>訓令</u>の定めるところにより実施する。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この<u>訓令</u>において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>[略]</p> <p>(被評価者の範囲)</p> <p>第3条 <u>この訓令</u>による人事評価の対象となる職員（以下「被評価者」という。）は、<u>消防長及び再任用以外の消防職員</u>とする。ただし、他の地方公共団体等への派遣、研修、その他の事情により<u>この訓令</u>による人事評価の実施が困難である</p>

長が別に定める。

(人事評価における評語の付与等)

第7条 [略]

2 能力評語及び全体評語は、5段階とする。

3 能力評語及び全体評語を付する場合において、能力評価にあっては第2条第2号の発揮した能力の程度が、業績評価にあっては同条第3号の目標を達成した程度が、それぞれ通常のものとするときは、中位の段階を付するものとする。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、人事評価の実施に關し必要な事項は、消防長が別に定める。

別表第2 (第4条関係)

	被評価者	1次評価者	2次評価者	確認者
	消防次長	消防長	<u>消防長</u>	消 防 長
	課長	消防次長	消防長	
	補佐以下の職員 <u>ただし、次の者を除く。</u> ① <u>消防署の係長の職にあ る者</u> ② <u>総務課兼務の者</u> ③ <u>予防課・警防課兼務の 消防副士長以下の者</u>	課長	消防次長	

職員の評価については、消防長が別に定める。

(人事評価における評語の付与等)

第7条 [略]

2 個別評語及び全体評語は、5段階とする。

3 個別評語及び全体評語を付する場合において、能力評価にあっては第2条第2号の発揮した能力の程度が、業績評価にあっては同条第3号の目標を達成した程度が、それぞれ通常のものとするときは、中位の段階を付するものとする。

(委任)

第16条 この訓令に定めるもののほか、人事評価の実施に關し必要な事項は、消防長が別に定める。

別表第2 (第4条関係)

	被評価者	1次評価者	2次評価者	確認者
消 防 本 部	消防次長	消防長		消 防 長
	課長	消防次長	消防長	
	<u>課長補佐以下の職員</u>	課長	消防次長	

消防署	署長	消防次長	消防長
	副署長、当直部長、係長、出張所長、主任	署長	消防次長
	<u>上記以外の署員</u>	副署長	署長
分署	分署長	署長	消防次長
	分署員	分署長	署長

注意事項

この表については、当分の間、次のように取り扱うこととします。

- 1 署と本部を兼務している職員にあっては、署と本部ごとに評価を行うこと。ただし、署の係長、消防副士長以下の職員等は除くものとします。
- 2 評価者が必要と認めるときは、被評価者の上司である係長等に意見を求めることができる。
- 3 次に掲げる者の人事評価は、別に定めることとします。
  - (1) 外部機関に派遣されている職員
  - (2) 採用後1年未満の職員

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成30年11月1日から施行する。

消防署	<u>消防署長</u>	消防次長	消防長
	副署長、当直部長、係長、出張所長、主任、 <u>消防司令補</u>	署長	消防次長
	<u>消防士長以下の職員</u>	副署長	署長
分署	分署長	署長	消防次長
	<u>上記以外の職員</u>	分署長	署長

注意事項

この表については、当分の間、次のように取り扱うこととする。

- 1 消防本部と消防署（分署）の別は、辞令の本務勤務発令のとおりとする。
- 2 評価者が必要と認めるときは、被評価者の上司から意見を求めることができることとする。
- 3 次に掲げる者の人事評価は、実施しないこととする。
  - (1) 外部機関に派遣されている職員
  - (2) 長期休職者
  - (3) 採用後1年未満の職員